

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第26号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、「知事が定める」とした事項を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月22日
栃木県保健福祉部障害福祉課

- 一 条例第18条第6項（入所利用者負担額の受領）に規定する知事が別に定める事項は、「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号）に定めるとおりとする。
- 二 条例第32条（給付金として支払を受けた金銭の管理）に規定する知事が定める給付金は、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」（平成24年3月31日厚生労働省告示第305号）に定めるとおりとする。